進む組織の空洞化

08ポストが空

席ポスト実態調査」は事務 所・出張所の係長ポストと での調査を行っており、全国 がになっていることがの常長がストの数は昨年のののでは、 を記されています。 になっています。 になっています。 になっています。 でのになっていることがい、今年は 132(95)ポスト・出 長108(81)・コストが、 を記されています。 になっています。 になっています。 でが、今年は、 132(95)ポスト・出 になっています。 でが、今年は、 132(95)ポスト・出 でのの係長ポストの空間 がになっています。 でのののである。 でのののである。 でのののでは、 のののでは、 ののでは、 ごいています。 して、これらの空)書きは昨年

M·出張所の係長ポストと席ポスト実態調査」は事務今回ユニオンが行った「空

旦ました。今ユニオンは、

今号ではその内容についてお知らせします。は、今年の四月期人事の終了後、係長・専門員等ポストの空席状況を調

全国係長等空きポスト実態 2015. 4

王国保長寺空さ小人ト夫郎 2015, 4					・コー能・宝母フ
		事務所 (本院)	出長所 (地測)	専門員 など	「係長ポスト」(専8 ・本局が増員され ・本局が増員され ・本局が増員され 実態です。その一 実態です。その一 の の の の に の に の に の に の に の に の に の に
東北	事務	0	6		スト」(専門員等も)の実働部隊であるります。 その一方で本省場員されている実別があるります。
	技術	0	5		金働。さのし
北陸	事務	0	20	0	専部 れーの出門隊 て方い張
	技術	12	23	3	門隊 で に で に で に で に で に で に で に に に に に に に に に に に に に
関東	事務	0	9	3	等あ る本い間
	技術	7	6	42	しる 実省るの
中部	事務	6	14	1	
	技術	9	22	5	強自合との課に
近畿	事務	20	19	11	化身では労長欠
	技術	39	18	17	にも併明働・員
中国	事務	11	11	1	で は は 明白ですす で は 明白ですす。 は 明白ですす。 は 明白ですす。 は 明白でする。 は 明白でする。 は 明白でする。 は 明白でする。 は 明白でする。 は 明白でする。 は 明白でする。 は 明白である。 は 明白である。 は 明白である。 は 明白である。 は 明白である。 は の は の に に に に に に に に に に に に に
	技術	17	5	20	まま掛すに所る
四国	事務	5	8	0	すぐけしな長こ
	技術	4	6	3	トわ当て他は
九州	事務	1	0	2	のた局いのそ
	技術	0	1	0	労職のる職の
地理	事務	0	2		働員都こ員分
	技術	7	0		
合計	事務	43	89	18	すを果環? 。も的境,
	技術	95	86	90	でも的境が

(併任ができる場合)

事院規則8-12の35条=

「併任によって当該職員の職務遂行に著しい支障が ないと認められる場合には、真にやむを得ないもの に限るものとする。」として、何でも「併任」出来るものでないことを規定しています。

(併任制度の運用の適正化についての通知)

引き続き長期にわたって併任官職の業務に専ら従 事させるような形態の併任をできる限り解消してい くよう努めてください。

本務官署から遠隔地にある官署(本務官署から概 ね60キロメートル以上離れた官署をいう。)に属す る官職への併任については真にやむを得ないものに 限るようにするなど適正な運用に努めてください。

高圧的な査 定局を上



2015



「複雑・多様化する業務でもたらしているといえます。体日出勤をもたらしているとはありません。そして現在のよりません。そして現在のよりません。そして現在のように職場に多くの「空きポスト」のある実態は、これ方に職場に多くの「空きポスト」のある実態は、これまで培ってきた技術の継承もたらしているといえません。そして現在のように職場に多くの「空きポスト」のある実態は、これまで培ってきた技術のといるとはありません。そして現在のように職場に多くの「空きポスト」のある実態は、これが出来ない職場を持ちます。

(裏面下段に続く)

「自然成立」がありません。 政府・与党が戦争法案を

対の声をあげています。どがこの「法案」が違憲であることからその成立にの反とがにの反とがは憲であることがらをの成立にの反とがこの「法案」が違憲であることがらその憲法学者、研究者 っています。不支持率は5つています。不支持率は55%で、第2次支持率は35%で、第2次支持率は35%で、第2次支持率は35%で、第2次まで、第2次で、第2次で、第2次で、第2次で、第2ができる。 対の声を のです。 法案」は廃案に追い込める をつくれれば、この「戦争

日ル 会議での強行採決の結果、採決、翌16日の衆議院本7月15日の委員会強行 は予算案や条約と異なりしかし、この「戦争法案」 ような し、参議院に送られました。「戦争法案」は衆議院を通過 「戦争法案」が自然成立する日ルール」などを説明し、 部のマスコミは「60 宣伝を行っていま

っています。れぞれ行われる見通しとないを見受、28、29両日にと質疑、28、29両日に 会議で戦争法案の趣旨説明会が設置され、27日の本会が設置され、27日の本今後の国会日程は、24 27%と賛否の差が広がっ対」は62%、「賛成」はさらに、「戦争法案」に「反 ています。

法案をあげ(成立させて)、 「9月14日からの週に

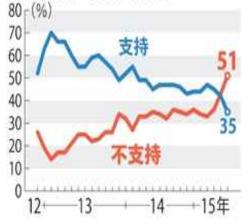
率をさらに下落させる状況 関的多数となり、内閣支持 決を許さない国民世論が圧 決を許さない国民世論が圧 決を許さないのです。強行採 決しかないのです。強行採 で強行再議

を大きく上回っています。 だ」との回答が68%で、強行採決については「問題 問題ではない」の24% 「問題

国民世論を無視し国民主を権を踏みにじり立憲主義を権を踏みにじり立憲主を の出来ること、学習会や集会への参加「戦争反対署名」の集約など全て実行し「子の集約など全て実行し「子の集約など全て実行し、今私たちのがが、で、の参加「戦争反対という。 すに °つ い

目表

安倍内閣の支持率推移



「60日ルール」とは

憲法59条1項は法案が成立する基本原則 を定め、「(衆参) 両議院で可決したとき法律 となる」としています。つづいて同条2項は、 衆院で可決した法案を参院が否決した場合に ついて、この法案を衆院で再び3分の2以上 の多数で再可決したときは、それによって法 律となると規定し、衆院の優越を定めました。

そのうえで、同条4項は、衆院で可決され 参院へ送られた法案を、参院が受け取ってか ら60日以内に議決しないとき、 衆院は参院 がその法案を「否決したものとみなすことが できる」としています。「否決とみなす」ため には、そのための議決を行います。これが「6 〇日ルール」です。

法案成立の原則は衆参両院の意思の合致で ある以上、参院で徹底審議が進んでいるとき、 その審議を尊重するのが当然ですし、 参院の審議を一方的に打ち切るような、「60 日ルール」の運用の仕方は、熟慮と再考の機 ーー 会を保障した二院制の存在意義を、力で否定 することになります。「60日ルール」の適用 は例外中の例外であり、その乱用は厳に戒め るべきです。

民の安全・安心を守るのは、 国の

す。 削減にありま る大幅な定員 く連年にわた 言うまでもなに生み出して ヘト」を職 の「空きポ こうした多 場場

はじめとした国民の生命とはじめとした国民の生命の対象」とする財界やその別馬に乗って騒ぎ立てている一部の対象」とする財界やその別馬に乗って騒ぎ立てている一部の議員・御用学者のの対象」とする財界やその別馬に乗って騒ぎ立てている自然災害の中生している自然災害の中生している自然災害の中生している自然災害の中生している自然災害の中生している自然災害の中生している自然災害の中生している自然災害の中で、その復興のため愚直にで、その復興のため愚直にが、535もの自治体が「地た、535もの増」を採択している方を備局・事務所の機能のが事実です。 「増員」要求をしてほしいも―当局にも、自信を持って

、表面より 続